

麻生区市民活動支援施設運営費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、麻生区市民活動支援施設（以下「施設」という。）の運営に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、もって区民の交流及び市民活動の支援に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、補助金とは、施設の運営に対して、市が交付するものをいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、原則として施設の維持管理に要する費用とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 補助事業の目的及び内容
- (3) 補助事業の経費の配分及び使用方法、補助事業の完了の予定日
その他補助事業の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び交付の条件)

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定ものとする。

2 市長は、前項の補助決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金を分割して交付することができる。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助金の交付を受けた者に対し、前項の書類の提出を求めることができる。

(その他)

第12条 その他この要綱に定めのないものについては、「川崎市補助金等の交付に関する規則」による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。